

令和 3 年 5 月 30 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03579

研究課題名(和文) 独裁・紛争後の社会における和解の研究 ラテンアメリカを中心として

研究課題名(英文) Reconciliation after Dictatorship and Conflict: Lessons from Latin America

研究代表者

大串 和雄 (OHGUSHI, Kazuo)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：90211101

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、アルゼンチン、チリにおける軍事政権からの民主化、及びペルー、コロンビアにおける国内武力紛争終結後の「和解」問題を、加害者と被害者間の「ミクロの和解」と国民レベルの「マクロの和解」に分けて考察した。コロンビアを部分的な例外として、加害者も被害者も「ミクロの和解」には関心を示していないことが明らかになった。「マクロの和解」問題の様相は4カ国で様々であるが、民族紛争の場合とは異なり、ラテンアメリカでは「マクロの和解」の重要性は相対的に低いことが考察された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本ではとりわけ和解が美化され、疑問の余地のない目標と考えられがちである。しかし和解に関わるアクターやその相互作用を詳細に検討することにより、国民レベルの和解の重要性は時期と状況によって異なることが明らかにされた。また被害者と加害者の間の和解には双方とも関心が薄いことが明らかにされた。さらにコロンビアとペルーの被害者への詳細な聞き取りを通じて、被害者が置かれている状況や心情が詳細に明らかにされた。

研究成果の概要(英文)：This study examined the "reconciliation" issue after the transition from military rule in Argentina and Chile and also after the internal armed conflict in Peru and Colombia, with the double focus on the "micro reconciliation" between the perpetrators and victims and on the "macro reconciliation" at the national level. With the partial exception of Colombia, it was found that neither the perpetrators nor the victims are interested in "micro reconciliation." The "macro reconciliation" issue unfolded in different ways among the four countries but, in comparison with the cases of ethnic conflict, the importance of the "macro reconciliation" is relatively low in these countries.

研究分野：政治学、ラテンアメリカ研究

キーワード：移行期正義 和解 ラテンアメリカ コロンビア ペルー アルゼンチン チリ

## 1. 研究開始当初の背景

独裁政権を脱して民主化した後に、独裁政権下で犯された殺害、拷問等の人権侵害にいかに対処するか。国内武力紛争に終止符が打たれた後に、紛争下で犯された戦争犯罪にいかに対処するか。加害者を裁判にかけて処罰するのか。調査委員会を立ち上げて暴力の実態を解明するのか。暴力の被害者に賠償を与えるのか。このような独裁・紛争後の問題群は、今日では「移行期正義 (Transitional Justice)」という名で呼ばれており、世界中の多くの国で、独裁や紛争後に何らかの移行期正義の措置がとられるようになってきている。

今日の移行期正義の潮流の始まりは、1980年代前半のアルゼンチンをはじめとする、独裁から民主化したラテンアメリカ諸国の実践であった。移行期正義は1990年代以降にラテンアメリカ以外に拡がり、また独裁後だけでなく武力紛争後の諸国にも適用されるようになった。また同時に国際社会も、移行期正義の取り組み、とりわけ深刻な人権侵害や国際人道法違反に最も責任がある者の処罰を求めるようになった。

その結果、移行期正義をめぐる議論にいくつかの新しい要素が加わった。第1に、1990年代の南アフリカにおける真実和解委員会をきっかけとして、移行期正義をめぐる議論で「被害者中心主義」が正統性を確立した。第2に、これも南アフリカの真実和解委員会がきっかけであるが、武力紛争再発を防ぐという実践的関心も手伝って、「和解」が移行期正義の重要な目標として提示されることが多くなった。第3に、加害者の処罰は国際社会が押しつけるトップダウンの政策であり、「被害者中心」ではないという加害者処罰批判が強く主張されるようになった。

ラテンアメリカをフィールドとする本研究の研究代表者は、これらの論調に違和感を抱いていた。なぜならば、ラテンアメリカでは被害者(死者・行方不明者の家族も含む)自らが加害者の処罰を求めて粘り強く闘ってきたからである。また多くの場合、被害者には和解の意図などなかった。ラテンアメリカで「和解」に熱心なのは軍との間で事を荒立てたくない政治家と、加害者たる軍・警察・武装勢力及びその支持者であって、被害者ではなかった。少なくともラテンアメリカにおいては、「被害者中心主義」と「和解」はすんなり両立するものではない。

このギャップに対する違和感が本研究の背景を成している。和解はいかなる場合も他の目標に優先するのか。それは国内の具体的な状況(紛争が再発する蓋然性など)とともに、和解のレベル(単なる冷淡な共存か赦しを伴う深い共感か)や和解の組み合わせ(誰と誰との和解か)にもよるのではないか。こうした問題関心が本研究の背後にあった。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記の問題関心に従って、和解の種類を区別し、その理論枠組を踏まえてアルゼンチン、チリ、コロンビア、ペルーの和解の実態を検証することを目的とした。アルゼンチンとチリは「ポスト独裁型」、コロンビアとペルーは「ポスト紛争型」の事例である。中でも中心に据えたのは、「被害者中心主義」が標榜される中で、被害者自身が和解についてどのように考え、何を望んでいるのかを探ることであった。また、和解は被害者と加害者との「ミクロの和解」と国民レベルでの「マクロの和解」とに分けられるが、その両方について「和解」の実態を解明することが目指された。

## 3. 研究の方法

研究は、文献調査と現地調査とを組み合わせで行った。現地調査は当初、アルゼンチン、チリ、コロンビア、ペルーの4カ国で実施する予定であったが、予算上の制約等を考慮して、アルゼンチンとチリについては文献調査のみに依拠し、現地調査はコロンビアとペルーで集中的に実施した。現地調査の中心的な活動は被害者への聞き取りであり、2度にわたる調査(総計約100日間)で、コロンビア77人、ペルー64人の被害者から話を聞くことができた。その他、NGOスタッフ、行政官僚、研究者等からも聞き取りを行った。

## 4. 研究成果

本研究から得られた知見には、以下のようなものがある。

(1) アルゼンチンの場合、まず「ミクロの和解」に関して、和解という言葉は被害者にとって加害者の不処罰の別名と解釈され、拒絶や警戒の対象になる傾向がある。「移行期正義」という言葉さえも警戒されることがある。彼らは通常の司法で加害者にふさわしい罰を与えてほしいと願っているのに対して、「移行期正義」は減刑や免責など加害者への寛大な措置を含むものと解釈されるからだと思われる。アルゼンチンはチリと並んで、「ポスト独裁型」の移行期正義ではおそらく世界で最も加害者が有罪判決を受けている国であり、しかも一般にチリよりも量刑が重い。このように自分たちの長年の努力で加害者の処罰を実現しつつあるのに、「移行期正義」などというものによって邪魔されたくないということであろう。加害者の側でも、被害者と罪を認めて被害者と和解を図ろうとする姿勢はほとんど見られない。

国民レベルでの「マクロの和解」は、アルゼンチンではそれほど大きな問題ではない。なぜな

ら、国民の間で過去の軍政下の人権侵害を非難する態度が圧倒的であり、国内を同程度の勢力に二分化することがないからである。1976-1983年の軍事政権期の人権侵害、経済危機、マルビナス(フォークランド)戦争の敗北によって軍のイメージが大きく低下したため、不満を持つ軍人も世論の大きな支持を得られない。

そのことを示すエピソードが、2017年5月にあった。同月初旬、アルゼンチン最高裁の判決が、人権侵害事件の加害者に対し、未決勾留期間を2倍にして刑期に算入するという、すでに廃止された法律の利益を認めた。これは刑事事件に関しては被告に最も有利な法律を適用するという原則に従った判断であったが、それまで人権侵害事件にこの法律が適用されたことはなかった。この判決の多数意見に加わった3人の判事のうち2人はマクリ保守政権になってから任命された判事であり、マクリ政権もこの判決には好意的であると見られた。しかしこの判決は世論の猛反発を招き、その結果、判決からわずか1週間以内に、この法律を人道に対する罪に適用することを禁じる法案が、下院において211票対1票で可決され、上院ではその翌日、大規模抗議デモ(主催者発表50万人、警察発表10万人)が首都中心部に押し寄せ直前に、56人の出席議員の全会一致で可決された。判決に対して1週間沈黙を守っていたマクリ大統領は、未決勾留期間を2倍に計算する法律の規定について、「私は前から反対だったんだ」と言わざるを得なかった。

(2) チリにおいても、「ミクロの和解」を目指そうという動きは加害者、被害者ともに、ほとんど見られない。チリでは当初、民主化後の刑事訴追が免責法によって制限されていたため、その代わりに「真実和解委員会」が設置された。しかしそこでの「和解」は、国民レベルの「マクロの和解」に関わるものであった。というもチリでは、かつてのピノチェト軍事政権を支持する者と反対する者とで国民がほぼ二分されたからである。民主化後の20年間は軍政反対派が政権を握ったが、軍政支持派も国民の半分近くの支持を得ており、それぞれの政党連合が対峙する疑似二大政党制が成立した。

しかしそのチリでも、「マクロの和解」の必要性は徐々に低下している。第一に、政治勢力のレベルでは、軍政支持派の政治勢力も軍政反対派の政治勢力も、ともに民主主義のルールを尊重する姿勢を見せ、概して政治の両極化を避ける行動を取った。また時間が経過するにつれ、軍政支持派の中の穏健派政党はピノチェト政権の人権侵害に批判的な姿勢に移行していった。そして2010年代半ばからは、「軍政支持派」対「軍政反対派」という疑似二大政党制自体が崩れていった。第二に、国民のレベルでは、徐々に過去の人権侵害に否定的な態度が大勢を占めていき、人権侵害を正当化する人々は少数派になっていった。そして最も重要なことに、1990年代には派手な「演習」でクーデターの脅しをかけた軍部は、民主主義の定着や軍の世代交代とともに、民主主義に対する脅威を低下させていった

(3) コロンビアとともに「ポスト紛争型」移行期正義のペルーでは、反体制武装勢力センデロ・ルミノソ(及び副次的にトゥパク・アマール革命運動)がテロ活動を繰り返されるとともに、治安部隊が無実の人々に対する殺害や拷問を行った。したがって加害者は政府側と反政府側の両方にいる。また農村部ではセンデロ・ルミノソと治安部隊の双方の暴力の犠牲になった村もある。

ペルーでも、「ミクロの和解」を目指す動きは、加害者、被害者ともに少ない。例外として、農村部でセンデロ・ルミノソの元メンバーがかつての自分の行いを謝罪して、村の共同体に再び受け入れてもらったという事例がある。しかしこれらの「和解」の事例は被害者と加害者だけの問題ではなく、決定は共同体レベルで行われる。既存の研究の叙述からは、「和解」が被害者の自発的な選択というよりは、元センデロ・ルミノソのメンバーを受け入れるという村の決定に従っただけという場合もあることが窺える。

一般にペルーの都市部に住む被害者は、加害者の処罰と、自分の家族の死や失踪に関する真実の解明とを求めている。強制失踪の被害者の遺体が発見されていない場合は遺体の回復が最も重要な目標になるが、これは世界共通の傾向である。最も辺鄙な農村部に住む貧しい農民は加害者の処罰に関心が薄く、賠償を重視する傾向がある。

「マクロの和解」については、どの対の和解かによって区別して論じる必要がある。まずトゥパク・アマール革命運動はすでに消滅したので、すでにトゥパク・アマール革命運動との和解を模索する価値はない。センデロ・ルミノソは弱体化しながらもまだ存続しているが、国民の圧倒的多数はセンデロ・ルミノソを非難している。したがって勢力関係で言えば「和解」の必要性は低いし、国民の大多数にとってはセンデロ・ルミノソとの「和解」は論外である。

むしろ国民を二分するのは、治安部隊の暴力をめぐる問題である。軍・警察や、それらを擁護する保守層は、反体制武装勢力の暴力を非難する一方で、治安部隊による人権侵害の事実を否定する傾向がある。彼らは、治安部隊の責任を指摘する者を「テロリスト」、あるいは「テロリストの味方」呼ばわりする。ペルーが設置した真実和解委員会の最終報告書は、反体制武装勢力と治安部隊の双方の暴力や人権侵害を認定したが、保守層はこの委員会を「左翼の委員会」として猛反発し、報告書に対する国民の評価も二分されていた。

このように治安部隊の人権侵害をめぐる態度は二分されているが、そのことがペルー国内で最も重要な亀裂というわけではない。ペルーにおけるより大きな争点は、マクロ経済成長で取り残された人々の不満、腐敗に対する憤り、鉱山・エネルギー開発に伴う環境破壊とそれをめぐるローカルな紛争などである。

おそらくペルーで移行期正義に関わる最も大きな亀裂は、反フジモリ派の存在であろう。1990年代に独裁的統治を行ったアルベルト・フジモリ元大統領に対する反発は国民の一部の間には非常に強い。現在のフジモリ派への反発は、単にアルベルト・フジモリへの恨みというだけでなく、アルベルトの長女ケイコが作り上げたフジモリ派政党が反人権体質、腐敗体質をアルベルト・フジモリの時代から引き継いでいるため、政権をとることへの危機感が非常に強いことに由来する。強固な反フジモリ派は国民の2割程度かと思われるが、ケイコ・フジモリが大統領選で決選投票に進む度に、大規模な動員を通じて、ケイコ・フジモリの敗北に何度も貢献してきた。

(4) コロンビアは、「ミクロの和解」についても「マクロの和解」についても、本研究が対象とした4カ国の中で最も意識的努力が行われている国である。コロンビアでは2005年に、「正義と平和」と呼ばれる最初の移行期正義の試みが行われた。主としてパラミターレスと呼ばれる極右民兵組織を対象としたこのメカニズムでは、パラミターレスが動員解除して真実を告白することと引き換えに、何百人殺害していても最高刑は8年という破格の減刑が行われた。この仕組みに対しては当時、政府の治安部隊や治安部隊と共謀していたパラミターレスの暴力の被害者が猛反発し、巨大な被害者団体が誕生するきっかけとなった。その約10年後、2016年には、最大の左翼ゲリラFarcと政府との和平合意が成立し、かつての「正義と平和」と同様の仕組みが採用された。この和平合意に対しては左翼ゲリラの暴力による被害者の一部と保守層が猛烈に反発し、和平合意は国民を二分した。

この文脈の下、元Farcの幹部やメンバーが、被害者の元を訪れて謝罪することが行われている。また、元Farcのメンバー、元パラミターレス、被害者を一同に集めたフォーラムが度々開催され、和解に向けた対話が試みられている。これに対して、治安部隊の加害者と被害者との「ミクロの和解」は低調である。治安部隊の加害者が反省の意を表すことが非常に少ないことがその一因と思われる。

コロンビアの被害者の移行期正義に対する態度は、加害者の処罰を強く望む者と2016年の和平合意の仕組みを支持する者とに分かれている。2016年の和平合意は、Farcだけでなく、人権侵害の加害者である軍人や警察官にも同様の大幅な減刑を認めるものであったが、治安部隊とパラミターレスの暴力の被害者の多数派はこの枠組みを受け入れた。この枠組みに最も強く抵抗したのは、いわゆる「偽陽性(falsos positivos)」事件の被害者たちである。偽陽性事件とは、軍が数千人の貧しい若者を仕事があるなどと言って欺して連れ出し、遠く離れた場所で殺害してからゲリラの扮装をさせ、戦闘でゲリラを殺害したと報告した一連の事件である。当時軍ではゲリラを殺害することが奨励されており、部隊間で競争させ、より多く殺害した部隊を顕彰したりそのメンバーに休暇や報奨を与えたりしていたため、軍人たちは自らの「成績」を上げるためにこのような犯行に及んだのである。純然たる犯罪行為とも言えるこの「偽陽性」事件は、紛争と関連があるという理由で和平合意の枠組みの恩恵を受けることになった。「偽陽性」事件の加害者の多くはすでに通常の裁判所で数十年の有罪判決を受けて服役しており、和平合意の枠組みに入れば彼らが大幅に減刑されるため、「偽陽性」事件の家族はそのことに抵抗したのである。Farcの暴力の被害者の間では、都市部に住む者の間では加害者に対する処罰感情が強く、したがって和平合意にも反対であるが、現に紛争状況にある農村部に住む被害者には、紛争の終結を求めて和平合意を受け入れる者も多かった。

「マクロの和解」に関しては、2016年のFarcとの和平合意がその大きな一歩であった。しかし皮肉なことに、その試みが別の亀裂を生み出してしまった。和平合意に関する国民投票を機に、国民が賛成派と反対派に大きく割れてしまったからである。武装解除した元Farcは概ね和平合意に忠実であるが、2018年の大統領選挙で政権に就いたのは、和平合意に反対するキャンペーンを繰り広げた最右翼勢力だった(政党名は「民主中道」である)。

「民主中道」政権は、左翼ゲリラを強く非難する一方で、軍・警察の人権侵害には寛容な姿勢をとっている。国際社会が和平合意を一致して支持している中で、政府は和平合意を反故にすることは思いとどまったが、和平合意への敵意は明らかであり、末端のFarc兵士の社会復帰には概して尽力しているものの、それ以外の点では和平合意の精神にもとる言動を繰り返している。「民主中道」政権の下で、政府の政策(または不作為)に対する抗議運動が繰り返され、それを警察が暴力的に弾圧するなど、国民の両極化は進行している。

なお、和平合意反対派は反Farcであるが、和平合意賛成派が親Farcというわけではない。賛成派は和解を模索する元Farcの姿勢を歓迎しているが、賛成派には、特に農村部においては、Farcの暴力の被害者も含まれている。Farcが候補者を立てた2018年の国会議員選挙で一人も当選者を出せなかったことでもわかるとおり、政治勢力としてのFarcが国民に人気があるわけではない。それでも和平合意が国民の約半分の支持を得たのは、彼らが内戦の終結を望み、和平合意が約束した地方開発などに期待をかけたからである。しかし「民主中道」政権の政策は和平合意とは反対に農業企業を優遇するものであり、農村部の草の根指導者の暗殺を現政権が止められないこともあって、現政権への反発が強まっている。

このように、現在のコロンビアに見られる亀裂は、通常の「マクロの和解」で想定されるようなFarc支持派と反Farc派の亀裂ではなく、より広く民衆の不満を背景にした反政府派と政権支持派との対立であり、Farcをめぐる問題は、その対立の中に組み込まれているということができる。

(5) 以上4カ国をまとめると、「ミクロの和解」に関しては、被害者も加害者も一般に関心を示していない。また加害者のほとんどは罪の意識を持っていない(少なくとも反省の表明はきわめて例外的である)ので、和解という発想にはならないであろう。

「マクロの和解」については、かつて独裁政権を支持した勢力と反対した勢力、あるいはかつて武力紛争を戦った政府側と反政府側の和解は、4カ国とも重要性を持っていない。チリではかつて和解が必要であるかが見えたが、現在ではそれほどでもない。ペルーとコロンビアでは、反体制武装勢力を支持する者は非常に少ない。

「マクロの和解」に関して言えるのは、いわゆる民族紛争との違いである。民族紛争においては、人々はいずれかの民族のカテゴリーに属している。異なる民族を代表する勢力の間で武力紛争が始まると、人々は否応なしにいずれかの陣営に入れられる。人々にその気がなくても他の民族からは敵の一部と見なされるし、社会心理学の研究が明らかにしているように、このような状況下では人々の民族集団との自己同一化が強化され、民族間の境界の顕著性が増す傾向がある。また「内集団びいき (ingroup favoritism)」の心理メカニズムにより、自民族の正当性を確信し、他民族への敵意が強まる。

ラテンアメリカの場合には幸いに、民族紛争ではなかった。したがって、敵対するいずれかの集団に国民全員がカテゴリー分けされるという心理的・社会的メカニズムが存在しない。したがって、第三者的な立場を保つことが可能なのである。このことは、「マクロの和解」の重要性が低く、また重要であったとしても比較的スムーズに重要性が低下する大きな要因となっている。

(6) もちろん、他の条件が等しければ、「ミクロの和解」も「マクロの和解」もあったほうがよいであろう。しかし同時に、「和解」にはコストがあることも考慮に入れる必要がある。

たとえば「ミクロの和解」の場合、それが実現すれば被害者の精神衛生の面でもメリットがあらう。しかし加害者による謝罪がなく、家族の遺体も見つからない状況で「和解」や「赦し」を被害者に期待することは、被害者を精神的に圧迫し、余計に苦しめることになりかねない。

「マクロの和解」にもコストがある。たとえば現在のペルーにおいて、強固な反フジモリ派の存在は一つの亀裂を成している。しかしフジモリ派が現在の反人権的姿勢や腐敗体質を改めないのであれば、反フジモリ派の存在は人権保護や腐敗抑制の面ではペルーにとってプラスとも言える。

「和解」の必要性がどの程度あるのか、また「和解」の可能性とコストがどの程度なのかは、事例によって異なるであろう。しかし少なくとも本研究が対象とした4カ国の事例からは、「和解」を理想化し、至高の目標とすることが、常に妥当とは言えないことが見えてくる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大串 和雄	4. 巻 No.679
2. 論文標題 ラテンアメリカにおける移行期正義の実践	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 17-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大串 和雄	4. 巻 207
2. 論文標題 ラテンアメリカの移行期正義の特徴 多様な移行期正義像に向けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------